

平成七年通商産業省告示第七七七号（火薬類取締法施行規則第六十三条の規定による安定度試験用の遊離酸試験器等を指定した件）の一部を改正する件 新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○平成七年通商産業省告示第七七七号（火薬類取締法施行規則第六十三条の規定による安定度試験用の遊離酸試験器等を指定した件）

改正後	改正前
<p>二 青色リトマス試験紙、精製滑石粉及び標準色紙は、日本工業規格K四八二二（二〇一七）「火薬類安定度試験用試薬類」に規定するものとし、その大きさは、青色リトマス試験紙については縦四十四ミリメートル横十ミリメートル、標準色紙については縦二十五ミリメートル横十ミリメートルとする。</p> <p>三 ヨードカリデンブンは、製造後二年を経過せず、かつ、日本工業規格K四八二二（二〇一七）「火薬類安定度試験用試薬類」に規定するよう化カリウムでんぷん紙とし、その大きさは、縦二十五ミリメートル横十ミリメートルとする。</p>	<p>二 青色リトマス試験紙、精製滑石粉及び標準色紙は、日本工業規格K四八二二（二〇〇一）「火薬類安定度試験用試薬類」に規定するものとし、その大きさは、青色リトマス試験紙については縦四十四ミリメートル横十ミリメートル、標準色紙については縦二十五ミリメートル横十ミリメートルとする。</p> <p>三 ヨードカリデンブンは、製造後二年を経過せず、かつ、日本工業規格K四八二二（二〇〇一）「火薬類安定度試験用試薬類」に規定するよう化カリウムでんぷん紙とし、その大きさは、縦二十五ミリメートル横十ミリメートルとする。</p>